

小児血液・がん専門医制度

資格認定、更新のための学術集会、研究会、セミナー等の承認基準および研修単位基準

以下、学術集会、研究会、セミナー等をまとめて研修集会と表現します。

【承認基準】

- 1). 小児血液・がん専門領域に関する研修集会であること。原則として一般演題を含む演題が 5 題以上あること^{*1}。
- 2). 会則があり、会費に関する記述があること。
- 3). 事務局、代表者が明記されていること^{*2}。
- 4). 過去 3 回以上開催されている研修集会であること^{*3}。
- 5). 複数の都府県(海外を含む)は 3～5 単位とする^{*4}。単独の都府県は 2 単位とする。

備考

- *1 原則として 5 施設以上、20 名以上の参加者があること。必ず一般演題を含み、特別講演のみの研修集会は認めない。
- *2 主催者は本学会会員であることが必要であり、製薬企業等が単独主催しているものは認めない。宿泊費・交通費の支給は招待講演者に対してのみ承認する。企業等による、一般演題発表者ならびに参加者に対しての資金援助は原則として認めない。
- *3 審査(新規および更新)に当たり過去の実績(参加人数、参加施設、演題数、等)を示す資料(プログラム、参加者名簿のコピー、等)の提出を求める。
- *4 北海道は単独でも 3～5 単位とする。単位数は、開催地域や参加者所属施設、実質開催時間等を考慮して基準範囲内で決定する。実質開催時間とは、薬剤等の説明や休憩を除いた時間とする。

なお、研修集会単位認定は 5 年ごとに見直すこととする。